

令和2年度森林環境譲与税の使途について

森林環境譲与税の使途は法令で定められており、市町村が行う森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるものとされています。

令和2年度新座市一般会計決算における森林環境譲与税については、後年度の事業費に充てるため、以下のとおり基金に積み立てています。

歳入 森林環境譲与税 13,010 千円

歳出

事業内容	事業総額（千円）	
	うち森林環境譲与税充当額（千円）	
森林環境整備基金積立金	16,072	13,010

※ 森林環境譲与税 13,010 千円と森林環境整備基金積立金 16,072 千円の差額 3,062 千円については、令和元年度に受け入れた森林環境譲与税（3,061 千円）と令和2年度中に生じた森林環境整備基金の利子（1 千円）を積み立てるものです。